

国空予管第 4 4 8 号
平成 2 4 年 3 月 2 3 日

地方航空局長 あて

航 空 局 長

工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証
に関する取扱いについて

国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局が実施する工事請負契約及び設計業務等契約（工事設計業務契約、調査・測量等業務契約及び工事監理業務契約をいう。以下同じ。）における契約の保証に関する取扱いについては、工事請負契約及び設計業務等契約における契約書の制定通達（「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 1 9 日付け空経第 2 1 2 号）、「工事請負契約書の運用基準について」（平成 2 2 年 9 月 3 0 日付け国空予管第 5 8 4 号）、「調査・測量等業務契約書について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 2 8 - 2 号）、「調査・測量等業務契約書の運用基準について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 3 1 - 2 号）、「工事設計業務契約書について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 2 9 - 2 号）、「工事設計業務契約書の運用基準について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 3 2 - 2 号）、「工事監理業務契約書について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 3 0 - 2 号）及び「工事監理業務契約書の運用基準について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 3 3 - 2 号）をいう。以下「契約書通達」という。）に係る各種契約書（契約書通達により制定している工事請負契約書、調査・測量等業務契約書、工事設計業務契約書及び工事監理業務契約書をいう。以下「各種契約書」という。）に規定している契約の保証に関する取扱いを下記のとおり定めたので、十分留意の上、実施することとされたい。

なお、これまで「工事請負契約における契約保証に関する取扱について」（平成 8 年 3 月 1 日付け官会第 2 6 3 号）により、契約の保証に関する取扱について適用していたところであるが、平成 2 4 年 4 月 1 日からは本通達により適用するものとする。

記

1 工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証

- ① 工事請負契約書第4条(A)、調査・測量等業務契約書第4条、工事設計業務契約書第4条又は工事監理業務契約書第4条に規定するとおり、工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証については、金銭的保証を原則とし、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、落札者に対し、請負代金額（設計業務等契約の場合については、「業務料」という。以下同じ。）の10分の1以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証のいずれかを求め、各種契約書案の提出とともに同表の右欄に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、当分の間、各種契約書の同条第1項第2号に規定されている「契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等」については、国債（利付国債に限る。以下同じ。）に限るものとし、各種契約書の同条第1項第3号の「銀行、発注者が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

契約の保証	提出書類
契約保証金の納付	保管金領収証書（落札者が契約保証金の金額に相当する金額の金銭を航空局、東京航空局、大阪航空局又は事務所等の保管金取扱店（以下「保管金取扱店」という。）に納付し、保管金取扱店から交付を受けたものをいう。以下同じ。）及び保管金提出書（別記様式1）
契約保証金に代わる担保としての国債の提供	政府担保振替国債提供書（政府担保振替国債取扱規則（平成23年財務省令第15号）第2号書式）及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたものをいう。以下「政府担保振替国債提供書確認資料」という。）

銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	銀行等又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書
公共工事履行保証証券による保証	保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が交付する公共工事履行保証証券に係る証券
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

② ①の規定にかかわらず、次のイ又はロに該当する場合は、契約の保証を要しないものとする。

イ 工事請負契約又は設計業務等契約が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により各種契約書の作成を省略できる契約である場合。

ロ 工事請負契約の落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。）である場合又は構成員のうち最低等級の者の等級（国土交通省所管の契約に係る競争参加審査事務取扱要領について（平成13年1月6日付け国官会第22号）第9条第1項の規定により付された等級をいう。以下同じ。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。

③ 工事請負契約における契約の保証については、①のとおり、金銭的保証を原則としているが、契約担当官等が役務的保証を必要とする場合には、契約の保証として公共工事履行保証証券による保証のみを求める必要があるため、工事請負契約書第4条（B）及び第46条の条文を採用することとする。なお、この場合においては、事前に十分な時間的余裕をもって、航空局予算・管財室を経由し、大臣官房会計課契約制度管理室と締結方法等について調整を行うこととする。

2 工事請負契約及び設計業務等契約の締結時における取扱い

(1) 契約保証金についての取扱い

① 契約担当官等は、落札者から、各種契約書案の提出とともに工事請負契約及び設計業務等契約についての保管金領収証書及び保管金提出書（別記様式1）

の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、契約を締結するものとする。

- イ 保管金領収証書が別添 1 の保管金領収証書例に従ったものであること。
- ロ 保管金領収証書及び保管金提出書に記載された保管金の金額が契約保証金の金額と同額であること。

② 契約担当官等は、①の確認の後、保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏(分任官及び代理を含む。以下同じ。)に提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金領収証書及び保管金提出書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から保管金領収証書及び保管金提出書を受領した場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、保管金受領証書(保管金取扱規程(大正 11 年大蔵省令第 5 号)第 1 号書式)を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、保管金受領証書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

- イ 保管金領収証書が別添 1 の保管金領収証書例に従ったものであること。
- ロ 保管金領収証書に記載された保管金の金額が、保管金提出書に記載された保管金の金額と同額であること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、落札者から、各種契約書案の提出とともに工事請負契約及び設計業務等契約についての政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

- イ 政府担保振替国債提供書に記載された振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替国債提供書確認資料と同一であること。
- ロ 政府担保振替国債提供書に記載された振替国債の総額が契約保証金額と同額であること。

ハ 政府担保振替国債提供書に記載された振替国債が、利付国債であること。

② 契約担当官等は、①の確認の後、政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料を有価証券取扱主任官(政府保管有価証券取扱規程(大正 11 年大蔵省令第 8 号)第 3 条の取扱主任官をいう。以下同じ。)に提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府担保振替国債提供書確認資料の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

③ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料を受領した場合は、政府担保振替国債提供書に記載された振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替

国債提供書確認資料と同一であることに誤りがないかを確認の上、承認した後、政府担保振替国債提供書を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、政府担保振替国債提供書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

- ④ 有価証券取扱主任官は航空局、東京航空局、大阪航空局又は事務所等の政府担保振替国債保管口座がある日本銀行（本店又は支店をいう。以下「振替国債取引店」という。）から日本銀行政府担保振替国債取扱規則（平成23年財務省令第14号）第2条第1項の規定による通知を受けた場合は、政府担保振替国債保管口座において増額の記載又は記録がされたことを確認の上、政府担保振替国債受入済通知書（政府担保振替国債取扱規則第3号書式）を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。なお、有価証券取扱主任官は政府担保振替国債受入済通知書の写しを保管するものとし、契約担当官等は、政府担保振替国債受入済通知書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。
- ⑤ 契約担当官等は、④の通知を受けた後、契約を締結するものとする。

（3）金融機関等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者から、各種契約書案の提出とともに工事請負契約及び設計業務等契約についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、契約を締結するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 保証委託者が落札者であること。

ニ 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。

ホ 保証債務の内容が、各種契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

へ 保証に係る工事の工事名又は業務の名称（以下「工事等の名称」という。以下同じ。）が、各種契約書に記載された工事等の名称と同一であること。

ト 保証金額が契約保証金額以上であること。

チ 保証期間に工事の工期又は業務の履行期間（以下「工期」という。以下同じ。）が含まれていること。

リ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

- ② 契約担当官等は、契約締結後、保証書を各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

（4）公共工事履行保証証券（又は履行保証保険）についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者から、各種契約書案の提出とともに工事請負契約及

び設計業務等契約についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券をいう。）の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、契約を締結するものとする。

イ 債権者（履行保証保険の場合にあつては、被保険者をいう。）が契約担当官等であること。

ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社をいう。）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者をいう。）が落札者であること。

ニ 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険の普通保険約款をいう。）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあつては、保険契約を締結した旨をいう。）の記載があること。

ホ 主契約の内容（履行保証保険の場合にあつては、契約の内容をいう。）としての工事等の名称が、各種契約書に記載された工事等の名称と同一であること。

ヘ 保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額をいう。）が請負代金額の10分の1以上であること。

ト 保証期間（履行保証保険の場合にあつては、保険期間をいう。）に工期が含まれていること。

② 契約担当官等は、契約締結後、公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券をいう。）を各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

3 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

契約担当官等は、工事請負契約書第47条第1項各号、調査・測量等業務契約書第42条第1項各号、工事設計業務契約書第42条第1項各号又は工事監理業務契約書第31条第1項各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、契約を解除するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事又は業務を完成する見込みがある場合は、工事請負契約書第45条第1項、調査・測量等業務契約書第41条第1項、工事設計業務契約書第41条第1項又は工事監理業務契約書第30条第1項の規定に基づき、損害金を徴収して工事又は業務を完成させても差し支えない。

(1) 契約保証金についての取扱い

① 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第1項、調査・測量等業務契約書第42条第1項、工事設計業務契約書第42条第1項又は工事監理業務契約書

第31条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、歳入歳出外現金出納官吏に契約保証金に係る保管金を歳入へ納付する旨を記載した依頼書（別記様式2）を提出するものとする。なお、契約担当官等は、依頼書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

- ② 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から依頼書を受領した場合は、航空局、東京航空局、大阪航空局又は事務所等を振替先とする国庫金振替書を発し、国庫金振替書の支払科目に「保管金」と記入し、受入科目に歳入年度、所管（主管）及び会計名を記載し、表面余白に「徴収決定済」の印を押し、保管金取扱店に送付するものとする。
 - ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第2項、調査・測量等業務契約書第42条第2項、工事設計業務契約書第42条第2項又は工事監理業務契約書第31条第2項の規定に基づき、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い
- ① 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第1項、調査・測量等業務契約書第42条第1項、工事設計業務契約書第42条第1項又は工事監理業務契約書第31条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、有価証券取扱主任官に契約保証金に代わる振替国債が国庫へ帰属した旨を記載した通知書（別記様式3）を提出するものとする。なお、契約担当官等は、通知書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。
 - ② 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から通知書を受領した場合は、保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第16条及び政府保管有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第8号）第20条第1項の規定により、主務官庁である国土交通省大臣官房会計課長に報告しなければならない。また、有価証券取扱主任官は、通知書に政府担保番号を示して政府担保振替国債所有口座への振替を振替国債取引店に申請するものとする。なお、有価証券取扱主任官は、振替国債取引店に申請した通知書の写しを保管するものとする。
 - ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第2項、調査・測量等業務契約書第42条第2項、工事設計業務契約書第42条第2項又は工事監理業務契約書第31条第2項の規定に基づき、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。
- (3) 金融機関等の保証についての取扱い
- ① 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第1項、調査・測量等業務契約書第42条第1項、工事設計業務契約書第42条第1項又は工事監理業務契約書第31条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合にあっては、保証金額

とする。)を記載した保証金請求書(別記様式4)及び解除通知の写しを金融機関等に提出し、歳入徴収官(分任官及び代理を含む。以下同じ。)に債権発生の通知を行うものとする。なお、契約担当官等は、保証金請求書及び債権発生の通知の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

- ② 歳入徴収官は、契約担当官等から債権発生の通知を受領した場合は、調査確認を行い、金融機関等あて納入告知書を送付するものとする。
 - ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第2項、調査・測量等業務契約書第42条第2項、工事設計業務契約書第42条第2項又は工事監理業務契約書第31条第2項の規定に基づき、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。
- (4) 公共工事履行保証証券(又は履行保証保険)についての取扱い
- ① 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第1項、調査・測量等業務契約書第42条第1項、工事設計業務契約書第42条第1項又は工事監理業務契約書第31条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、請求金額の欄に違約金の金額(ただし、保証金額(履行保証保険の場合にあっては、保険金額をいう。以下(4)において同じ。))が違約金の金額未満の場合にあっては、保証金額又は保険金額とする。)を記載した保証金請求書(履行保証保険の場合にあっては、保険金請求書をいう。以下(4)において同じ。)(別記様式4)、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社等(履行保証保険の場合にあっては、保険会社をいう。以下(4)において同じ。)に提出し、歳入徴収官に債権発生の通知を行うものとする。なお、契約担当官等は、保証金請求書又は保険金請求書及び債権発生の通知の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。
 - ② 歳入徴収官は、契約担当官等から債権発生の通知を受領した場合は、調査確認を行い、保険会社等又は保険会社あて納入告知書を送付するものとする。
 - ③ 契約担当官等は、工事請負契約書第47条第2項、調査・測量等業務契約書第42条第2項、工事設計業務契約書第42条第2項又は工事監理業務契約書第31条第2項の規定に基づき、違約金の金額が保証金額又は保険金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

4 工事完成時の取扱い

(1) 契約保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、受注者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書(別記様式5)の提出を求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤り

がないかを確認の上、歳入歳出外現金出納官吏に保管金払渡請求書を提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金払渡請求書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載された保管金の金額が、契約保証金の金額と同額であること。

- ③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から保管金払渡請求書を受領した場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、日本銀行を受取人とする線引き小切手を発行し、保管金払渡請求書に記載された口座に保管金を振り込む旨の国庫金振込請求書を国庫金振込明細票とともに保管金取扱店に送付するものとする。

イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が、保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載された保管金の金額が、工事請負契約及び設計業務等契約に係る保管金の金額と同額であること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、受注者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府担保振替国債払渡請求書（政府担保振替国債取扱規則第4号書式）の提出を求めるものとする。

- ② 契約担当官等は、受注者から請負代金額の支払請求書の提出とともに政府担保振替国債払渡請求書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、有価証券取扱主任官に政府担保振替国債払渡請求書を提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府担保振替国債払渡請求書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

イ 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座の情報が正確であること。

ロ 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替国債の名称、記号、金額及び政府担保番号が2（2）④政府担保振替国債受入済通知書と同一であること。

- ③ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から政府担保振替国債払渡請求書を受領した場合は、政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替国債の名称、記号、金額及び政府担保番号が2（2）④の政府担保振替国債受入済通知書と同一であることに誤りがないかを確認の上、政府担保番号を示して政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座への振替を振替国債取引店に申請するものとする。なお、有価証券取扱主任官は、振替国債取引店に申請した政府担

保振替国債払渡請求書の写しを保管するものとする。

- ④ 有価証券取扱主任官は、振替国債取引店から日本銀行政府担保振替国債取扱規則第3条第2項の通知を受けた場合は、政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされたことを確認の上、政府担保番号とともに政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされた旨の通知書（別記様式6（以下「振替国債払渡通知書」という。））を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。この場合、受注者に振替国債払渡通知書を受領した旨を政府担保振替国債払渡請求書に記載させ、記名押印させるものとする。なお、有価証券取扱主任官は、振替国債払渡通知書の写しを保管するものとし、契約担当官等は、振替国債払渡通知書及び政府担保振替国債払渡請求書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

（3）金融機関等の保証についての取扱い

契約担当官等は、銀行等が保証した場合にあっては、受注者から工事の目的物又は業務の成果物（以下「成果物」という。）の引き渡しを受けた場合は、銀行等の保証書（保証金額の変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。以下（3）において同じ。）を受注者を通して銀行等に返還するものとし、また、保証事業会社が保証した場合にあっては、受注者から成果物の引き渡しを受けた後においても、保証書をそのまま各種契約書と一緒に綴っておくものとする。なお、契約担当官等は、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式7）を提出させ、受領書及び保証書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

（4）公共工事履行保証証券（又は履行保証保険）についての取扱い

契約担当官等は、受注者から成果物の引き渡しを受けた後においても、公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険に係る証券をいう。異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）をそのまま各種契約書と一緒に綴っておくものとする。

5 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約担当官等は、請負代金額の増額変更（軽微な設計変更に係る増額変更で工期末に行われるものを除く。）を行おうとすることにより、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する1①の表の左欄に掲げるいずれかの契約の保証の金額が変更後の請負代金額の100分の5以下になる場合は、契約の保証の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。

（1）契約保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、各種変更契約書（工事請負契約又は設計業務等契約における各種

契約書に係る契約を変更する契約書をいう。以下同じ。) 案の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の金銭を保管金取扱店に納付した旨を記載した保管金領収証書及び保管金提出書(別記様式1)を提出することを求めるものとする。

- ② 契約担当官等は、受注者から各種変更契約書案の提出とともに保管金領収証書及び保管金提出書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、契約を変更するものとする。

イ 保管金領収証書が別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書及び保管金提出書に記載された金額が、契約保証金の増額分に相当する金額と同額であること。

- ③ 契約担当官等は、②の確認の後、保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金領収証書及び保管金提出書の写しを各種契約書(各種変更契約書を含む。)と一緒に綴っておくものとする。

- ④ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等より保管金領収証書及び保管金提出書を受領した場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、保管金受領証書を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、保管金受領証書の写しを各種契約書(各種変更契約書を含む。)と一緒に綴っておくものとする。

イ 保管金領収証書が別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書に記載された保管金の金額が、保管金提出書に記載された保管金の金額と同額であること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、各種変更契約書案の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の国債が記載された政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料の提出を求めるものとする。

- ② 契約担当官等は、受注者から各種変更契約書案の提出とともに政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 政府担保振替国債提供書に記載された振替国債の名称並びに記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替国債提供書確認資料と同一であること。

ロ 政府担保振替国債提供書に記載された振替国債の総額が、契約保証金の増額分に相当する金額と同額であること。

ハ 政府担保振替国債提供書に記載された振替国債が、利付国債であること。

- ③ 契約担当官等は、②の確認の後、政府担保振替国債提供書及び政府担保振替

国債提供書確認資料を有価証券取扱主任官に送付するものとする。なお、契約担当官等は、政府担保振替国債提供書確認資料の写しを各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。

- ④ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料を受領した場合は、政府担保振替国債提供書に記載の振替国債の名称並びに記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替国債提供書確認資料と同一であることに誤りがないかを確認の上、承認した後、政府担保振替国債提供書を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、政府担保振替国債提供書の写しを各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。
 - ⑤ 有価証券取扱主任官は振替国債取引店から日本銀行政府担保振替国債取扱規則第2条第1項の規定による通知を受けた場合は、政府担保振替国債保管口座において増額の記載又は記録がされたことを確認の上、政府担保振替国債受入済通知書を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。なお、有価証券取扱主任官は政府担保振替国債受入済通知書の写しを保管するものとし、契約担当官等は、政府担保振替国債受入済通知書の写しを各種契約書と一緒に綴っておくものとする。
 - ⑥ 契約担当官等は、⑤の通知を受けた後、契約を変更するものとする。
- (3) 金融機関等の保証についての取扱い
- ① 契約担当官等は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、各種変更契約書案の提出とともに保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨を記載した金融機関等が交付する保証金額の変更契約書（以下「保証変更契約書」という。）を提出することを求めるものとする。
 - ② 契約担当官等は、受注者から各種変更契約書案の提出とともに保証変更契約書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、契約を変更するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事等の名称が、各種契約書に記載された工事等の名称と同一であること。
 - ホ 変更後の保証金額が、変更後の契約保証金の金額以上であること。
 - ③ 契約担当官等は、契約変更後、保証変更契約書を各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。
- (4) 公共工事履行保証証券（又は履行保証保険）についての取扱い

- ① 契約担当官等は、公共工事履行保証証券に係る証券の保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額をいう。以下（４）において同じ。）の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、各種変更契約書案の提出とともに保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額をいう。以下（４）において同じ。）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨を記載した保険会社等（履行保証保険の場合にあつては、保険会社をいう。）が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあつてはイからへ、履行保証保険の場合にあつてはロからト）等について提出書類に誤りがないかを確認の上、契約を変更するものとする。
 - イ 公共工事履行保証証券に係る証券の債権者が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社をいう。）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者をいう。）が受注者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券をいう。）の証券番号と同一であること。
 - ヘ 増額後の保証金額又は保険金額が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。
 - ト 履行保証保険に係る証券の異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、その終期が工期末以降であること。
- ③ 契約担当官等は、契約変更後、異動承認書を各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。

6 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約担当官等は、請負代金額の減額変更（軽微な設計変更に係る減額変更で工期末に行われるものは除く。）を行おうとすることにより、受注者から請負代金額の10分の1以上の金額を保証する1①の表の左欄に掲げるいずれかの契約の保証の金額を変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求がある場合は、特段の事情がない限り、契約の保証の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の要求する金額まで減額変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあつては、保険金額の減額が行われないこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、各種変更契約書案の提出とともに契約保証金の減額分につき保管金の返還を求める旨の保管金払渡請求書（別記様式5）の提出を求めるものとする。
 - ② 契約担当官等は、受注者から各種変更契約書案の提出とともに保管金払渡請求書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、契約を変更するものとする。
 - イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が、保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。
 - ロ 保管金払渡請求書に記載された金額が、契約保証金の減額分に相当する金額と同額であること。
 - ③ 契約担当官等は、②の確認の後、保管金払渡請求書を歳入歳出外現金出納官吏に提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金払渡請求書の写しを各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。
 - ④ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等より保管金払渡請求書を受領した場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、日本銀行を受取人とする線引き小切手を発行し、保管金払渡請求書に記載された口座に保管金を振込む旨の国庫金振込請求書を国庫金振込明細表とともに保管金取扱店に送付するものとする。
 - イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が、保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。
 - ロ 保管金払渡請求書に記載された保管金の金額が、保管金の金額以下であること。
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い
- ① 契約担当官等は、契約保証金の金額の減額変更（ただし、振替国債の可分性を考慮して、減額分を決定すること。）を行おうとする場合は、受注者に対して、各種変更契約書案の提出とともに契約保証金の減額分につき振替国債の返還を求める旨の政府担保振替国債払渡請求書の提出を求めるものとする。
 - ② 契約担当官等は、受注者から各種変更契約書案の提出とともに政府担保振替国債払渡請求書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
 - イ 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座の情報が正確であること。
 - ロ 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替国債の総額が、契約保証金の減額分に相当する金額と同額であること。
 - ハ 政府担保振替国債払渡請求書に記載の振替国債の名称、記号、金額及び政

府担保番号が 2 (2) ④政府担保振替国債受入済通知書と同一であること。

③ 契約担当官等は、②の確認の後、政府担保振替国債払渡請求書を有価証券取扱主任官に送付するものとする。なお、契約担当官等は、政府担保振替国債払渡請求書の写しを各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。

④ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から政府担保振替国債払渡請求書を受領した場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、政府担保番号を示して政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座への振替を振替国債取引店に申請するものとする。なお、有価証券取扱主任官は振替国債取引店に申請した政府担保振替国債払渡請求書の写しを保管するものとする。

イ 政府担保振替国債払渡請求書に記載の振替国債の名称、記号、金額及び政府担保番号が 2 (2) ④政府担保振替国債受入済通知書と同一であること。

ロ 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替国債が、工事請負契約及び設計業務等契約に係る振替国債の可分性を勘案して適切なものであること。

⑤ 有価証券取扱主任官は、振替国債取引店から日本銀行政府担保振替国債取扱規則第 3 条第 2 項の通知を受けた場合は、政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされたことを確認の上、政府担保番号とともに振替国債払渡通知書を契約担当官等を経由して受注者に交付するものとする。この場合、受注者に振替国債払渡通知書を受領した旨を政府担保振替国債払渡請求書に記載させ、記名押印させるものとする。なお、有価証券取扱主任官は、振替国債払渡通知書の写しを保管するものとし、契約担当官等は、振替国債払渡通知書及び政府担保振替国債払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

⑥ 契約担当官等は、⑤の通知を受けた後、契約を変更するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

① 契約担当官等は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、契約の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式 8）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額変更する旨を記載した金融機関等が交付する保証変更契約書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当官等は、受注者から保証変更契約書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、保証変更契約書を受理するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを

含む。)があること。

ハ 保証金額を変更する旨の記載があること。

ニ 保証に係る工事等の名称が、各種契約書に記載された工事等の名称と同一であること。

ホ 変更後の保証金額が、変更後の契約保証金の金額以上であること。

③ 契約担当官等は、契約変更後、保証変更契約書を各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

① 契約担当官等は、公共工事履行保証証券に係る証券の保証金額の減額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、契約の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式8）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨を記載した保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。

イ 債権者が契約担当官等であること。

ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 債務者が受注者であること。

ニ 異動を承認する旨の記載があること。

ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

へ 減額後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

③ 契約担当官等は、契約変更後、異動承認書を各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。

7 工期の延長時の取扱い

契約担当官等は、工期の延長を行おうとすることにより、変更後の工期が保証期間を超えることとなる場合は、保証期間に変更後の工期末が含まれるように延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存続するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

① 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、各種変更契約書案の提出とともに、保証期間に変更後の工期末が含まれるように延長変更する旨を記載した金融機関等が交付する保証変更契約書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当官等は、受注者から各種変更契約書案の提出とともに保証変更契約書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないか

を確認の上、契約を変更するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。

ニ 保証に係る工事等の名称が、各種契約書に記載された工事等の名称と同一であること。

ホ 変更後の保証期間に、変更後の工期末が含まれていること。

へ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

③ 契約担当官等は、契約変更後、保証変更契約書を各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。

（2）公共工事履行保証証券についての取扱い

① 契約担当官等は、公共工事履行保証証券に係る証券の保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、各種変更契約書案の提出とともに保証期間に、変更後の工期末が含まれるように延長変更する旨を記載した保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、契約を変更するものとする。

イ 債権者が契約担当官等であること。

ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 債務者が受注者であること。

ニ 異動を承認する旨の記載があること。

ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

へ 異動後の保証期間に、変更後の工期末が含まれていること。

③ 契約担当官等は、契約変更後、異動承認書を各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。

8 工期の短縮時の取扱いについて

契約担当官等は、工期の短縮を行おうとすることにより、受注者から保証期間に変更後の工期末が含まれる範囲で短縮して欲しい旨の要求がある場合は、特段の事情がない限り、保証期間に変更後の工期末が含まれる範囲で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮変更は行わないものとする。

（1）金融機関等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、受注者に対して、契約の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式8）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証期間に変更後の工期末が含まれる範囲で短縮変更する旨を記載した金融機関等が交付する保証変更契約書を提出することを求めるものとする。
 - ② 契約担当官等は、受注者から保証変更契約書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、保証変更契約書を受理するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事等の名称が、各種契約書に記載された工事等の名称と同一であること。
 - ホ 変更後の保証期間に、変更後の工期末が含まれていること。
 - ヘ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
 - ③ 契約担当官等は、契約変更後、保証変更契約書を各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。
- (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い
- ① 契約担当官等は、公共工事履行保証証券に係る証券の保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、受注者に対して、契約の変更後、保証契約内容変更承認書（別記様式8）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証期間に変更後の工期末が含まれる範囲で短縮変更する旨を記載した保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
 - ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。
 - イ 債権者が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債務者が受注者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ホ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - ヘ 変更後の保証期間に、変更後の工期末が含まれていること。
 - ③ 契約担当官等は、契約変更後、異動承認書を各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。

9 履行遅滞時の取扱い

契約担当官等は、履行遅滞が生じることにより、工事請負契約書第45条第1項、調査・測量等業務契約書第41条第1項、工事設計業務契約書第41条第1項又は工事監理業務契約書第30条第1項の規定により、損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとする場合は、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存続するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、保証期間の延長を行おうとする場合は、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨を記載した金融機関等が交付する保証変更契約書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から保証変更契約書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、保証変更契約書を受理するものとする。
 - イ 名宛人が契約担当官等であること。
 - ロ 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - ニ 保証に係る工事等の名称が、各種契約書に記載された工事等の名称と同一であること。
 - ホ 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
 - ヘ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- ③ 契約担当官等は、契約変更後、保証変更契約書を各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

- ① 契約担当官等は、公共工事履行保証証券に係る証券の保証期間の延長変更を行おうとする場合は、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨を記載した保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。
 - イ 債権者が契約担当官等であること。

- ロ 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - ハ 債務者が受注者であること。
 - ニ 異動を承認する旨の記載があること。
 - ホ 証券番号が公共工事履行保証証券の証券番号と同一であること。
 - へ 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
- ③ 契約担当官等は、契約変更後、異動承認書を各種契約書（各種変更契約書を含む。）と一緒に綴っておくものとする。

10 入札公告等への説明事項

入札公告は別添2の入札公告記載例、入札説明書は別添3の入札説明書記載例により、契約の保証についての説明事項を記載するものとする。

附則（平成24年3月23日 国空予管第448号）

- 1 この通知は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始するものから適用する。
- 2 契約の保証については、当分の間、予算決算及び会計令第84条に規定する金額未達の工事又は業務については免除しても差し支えない。
- 3 計算証明規則第63条に規定する、有価証券を取り扱う職員の計算証明については、現在、証明の対象となるべき有価証券を会計検査院が指定していないため、指定するまでの間必要ない。

別記様式1
(A4)

番 号	平成	年度	第	号
-----	----	----	---	---

平成 年 月 日

保管金提出書

歳入歳出外現金出納官吏
官 職 氏 名 殿

住 所
氏 名

印 鑑

(提出の事由)

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 _____

工 事 名 _____
(業 務 名)

【注】保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

別記様式2

(A4)

平成 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏

官 職 氏 名 殿

契約担当官等

官 職 氏 名

契約保証金に係る保管金の歳入の納入について（依頼）

会計法第29条の9の規定により納付された下記保管金について、債務不履行により当該契約を解除したため、同法第29条の10の規定により国庫に帰属したため、歳入の納入を取り計らわれない。

記

提出書番号 (当初)	平成 年度 第 号	種 目	契約保証金
提出年月日 (当初)	平成 年 月 日	保管金の 金 額	円
提出者氏名			

別記様式3

(A4)

平成 年 月 日

有価証券取扱主任官
官 職 氏 名 殿

契約担当官等
官 職 氏 名

契約保証金に代わる振替国債の国庫帰属について（通知）

会計法第29条の9の規定により納付された下記振替国債について、債務不履行により当該契約を解除したので、同法第29条の10の規定により国庫に帰属したことを通知します。

記

合計金額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円
------	-----	-------	-------	-------

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年	月 日
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年	月 日
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

別記様式 4

(A 4)

平成 年 月 日

保証金（保険金）請求書

（金融機関等又は保険会社等名） 御中

住 所

氏 名 契約担当官等

官 職 氏 名 （印）

受注者〇〇〇と締結した工事請負契約（工事名〇〇〇）を解除しましたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払方法については、別途、歳入徴収官より、納入告知書を送付するので、それに従ってください。

記

請 求 金 額 _____ 円

証券番号 _____

- 【注】・証券番号については、証券番号がある場合のみ記載する。
・設計業務等契約の場合にあっては、必要な箇所を取り繕って作成する。

別記様式5
(A4)

平成 年 月 日

保管金払渡請求書

歳入歳出外現金出納官吏
官 職 氏 名 殿

住 所
氏 名

印 鑑

(払渡の事由)

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んでください

金 _____

保管金提出書の 平成 年 月 日
日付及び番号 平成 年度 第 号

振 込 先

_____ 銀 行 _____ 支 店

口 座 1. 普 通 2. 総 合 3. 当 座

名 義 _____

支店番号 口座番号
_____ — _____

別記様式6

(A4)

平成 年 月 日

(受注者 住所 氏名) 殿

有価証券取扱主任官
官 職 氏 名 (印)

契約保証金に代わる振替国債の払渡しについて (通知)

政府担保振替国債払渡請求書において請求のあった下記振替国債について、政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされましたので、政府担保振替国債取扱規則第4条第3項に基づき通知します。

記

合計金額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円
------	-----	-------	-------	-------

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年	月 日
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年	月 日
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

別記様式7

(A4)

平成 年 月 日

保証書に係る受領書

契約担当官等

官 職 氏 名 殿

住 所

氏 名

(印)

貴職より保証書(変更契約書がある場合には変更契約書を含む。)を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

別記様式8

(A4)

平成 年 月 日

保証契約内容変更承認書

(金融機関等又は保険会社等名) 御中

住 所

氏 名 契約担当官等

官 職 氏 名 (印)

下記保証契約の内容変更について承認する。

記

1 変更する保証契約の内容

(1) 証 券 番 号 : _____

(2) 保証委託者又は債務者名 : _____

(3) 工 事 名 (業 務 名) : _____

2 保証契約内容変更の承認事項 (該当箇所の□に✓を記入する。)

保証金額の減額 <減額前の保証金額 : _____ 円>
<減額後の保証金額 : _____ 円>

保証期間の短縮 <短縮前の保証期間の終期 平成 年 月 日>
<短縮後の保証期間の終期 平成 年 月 日>

その他
(_____)

【注】証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

別添1 保管金領収証書例

保管金領収証書

(A6)

第 号

保	管	金
---	---	---

金 額	¥	
-----	---	--

上記の金額を領収しました。

平成「何」年「何」月「何」日

日本銀行「何」店 [印]

歳入歳出外現金出納官吏
官 職 氏 名 殿

別添2 入札公告記載例

(○) 入札保証金及び契約保証金

- 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

別添3 入札説明書記載例

○ 契約の保証について

(1) 落札者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下の①から⑤までのいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金に係る保管金領収書及び保管金提出書

イ 契約保証金に係る保管金として〇〇航空局の保管金取扱店に請負代金額の10分の1以上に相当する金額の金銭を納付し、保管金取扱店から交付を受けた保管金領収証書及び保管金提出書を提出すること。

ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏 〇〇航空局〇〇係長 〇〇 〇〇)」と記載するように申し込むこと。

ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ニ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、契約保証金に係る保管金は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、契約解除に伴う違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保としての振替国債(利付国債に限る。)に係る政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料

イ 契約保証金に代わる担保として請負代金額の10分の1以上に相当する金額の利付国債に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等により作成された振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料を提出すること。

ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「(取扱主任官 〇〇航空局〇〇係長 〇〇 〇〇)」と記載するように申し込むこと。

ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ニ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、振替国債は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、契約解除に伴う違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴

収する。

ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに振替国債の払渡を求める旨の政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。

へ 利付国債の提供による場合は、担保の提供が完了するまでに振替手続き等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限から十分余裕を持って手続きをすること。

③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

イ 工事請負契約書に基づく債務不履行による損害金として請負代金額の10分の1以上に相当する金額を金融機関等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に係る法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が支払を保証する保証書を提出すること。

ロ 保証書の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官 ○○航空局長 ○○ ○○)」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。

へ 保証期間は、工期を含むものとすること。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。

チ 請負金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

リ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、契約解除に伴う違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとすること。

④ 債務履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

イ 工事請負契約書に基づく債務不履行による場合、債務の履行を保証するた

め、請負代金額の10分の1以上に相当する金額を限度として、保険会社、銀行、農林中央金庫その他の財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券を提出すること。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官 ○○航空局長 ○○ ○○)」と記載するように申し込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ニ 保険金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。

ホ 保証期間は、工期を含むものとする。

ヘ 請負金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ト 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、保険会社等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤ 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

イ 工事請負契約書に基づく債務不履行により生ずる損害をてん補するため、請負代金額の10分の1以上に相当する金額を保険会社が保険金として支払うことを約する履行保証保険に係る証券を提出すること。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「(支出負担行為担当官 ○○航空局長 ○○ ○○)」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。

ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。

ト 請負金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

チ 受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第265号。以下「予決令」という。）第86条第1項に定める低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額、公共工事履行保証証券による保証金額又は履行保証保険契約の保険金

額を請負代金額の10分の3以上の金額となるよう、増額変更を行うこととし、別途定める日までに、各種提出書類を提出すること。

(4) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

- ① 予決令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合。
- ② 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。）である場合又は構成員のうち最低等級の者の等級（国土交通省所管の契約に係る競争参加審査事務取扱要領について（平成13年1月6日付け国官会第22号）第9条第1項の規定により付された等級をいう。以下同じ。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。【※当面の間、共同企業体からも契約保証金を納付させることとする。】

(5) 提出の方法

- ① 提出期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）まで
【※入札保証の保証期間である契約担当官等が指定する日（落札者決定の日から7日を経過した日以降の日）まで】又は
【※入札保証が対象外の場合は落札決定の日から7日を経過した日以降の日まで】
但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く10時00分から17時00分までの間。
- ② 提出場所：〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇航空局〇〇課〇〇係
電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
- ③ 提出方法：書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。）ことにより行うものとする。ただし、提出の期限の日までに必着とする。
- ④ その他：契約保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、落札者の負担とする。

【注】設計業務等契約の場合にあっては、必要箇所を取り繕って作成する。